

第4問

Xは、結婚記念の腕時計(約180万円相当、以下「本件腕時計」とする)をいつも着用し大事にしていたが、それは日本では手に入らない貴重品で、文字盤にXのイニシャルが彫り込まれたものであった。

平成21年2月23日午後3時30分ころから、Xは、私鉄駅近くの公園において、ベンチに座り、傍らに自己所有のポシェット(以下「本件ポシェット」という)を置いて、友人Aと話をするなどしていた。Aと話をしている途中、Xは、手洗いのため、着用していた本件腕時計を外し、それを本件ポシェットの中に入れたが、手洗い後、本件腕時計を着用することもせず、Aと再び話し込んだ。

Yは、いわゆるホームレス生活をし、置き引きで金を得るなどしていたものであるが、午後5時40分ころ、上記公園のベンチに座った際に、隣のベンチでXらが本件ポシェットをベンチ上に置いたまま話し込んでいるのを見かけ、もし置き忘れたら持ち去ろうと考えて、本を読むふりをしながら様子をうかがっていた。

Xは、午後6時20分ころ、本件ポシェットをベンチ上に置き忘れたまま、Aを駅の改札口まで送るため、Aとその場を離れた。Yは、Xらがもう少し離れたら本件ポシェットを取ろうと思って注視していたところ、Xらは、置き忘れに全く気付かないまま、駅の方角に向かって歩いて行った。そしてYは、Xらが、公園出口にある横断歩道橋を上り、上記ベンチから約27mの距離にあるその階段踊り場まで行ったのを見たとき、今だと思って本件ポシェットを取り上げ、それを持ってその場を離れた。

他方、Xは、上記歩道橋を渡り、約200m離れた私鉄駅の改札口付近まで2分ほど歩いたところで、本件ポシェットを置き忘れたことに気づき、上記ベンチの所まで走って戻ったものの、既に本件ポシェットは無くなっていた。

同年5月15日午後10時ころ、Xは、高級ホテルのバーで隣に腰かけたYがそっくりの腕時計をしているのに気付いた。Xは、Yに対し、「素敵な腕時計ですね。ちょっと見せてくれませんか。」と話しかけ、Yが怪訝な顔で時計を腕から外してXに渡すと、デザインやイニシャルなどからそれが間違いなく自分のものだという確信を持つに至った。そしてYが「もう返してくれ」と腕時計に手をかけたところ、Xは、「触るな」等と叫びながら乱暴にYの手を払いのけ、そのまま時計を持って走り去った。

なお、同年5月15日にYが着用していた腕時計は、本件腕時計であった。

XとYの罪責を述べよ。

参考判例：最高裁第三小法廷 平成16年8月25日